

仙台市災害時地域精神保健福祉ガイドラインの改訂について

精神保健福祉総合センター

1. 経過

現行の仙台市災害時地域精神保健福祉ガイドラインは、平成20年2月に大規模災害の際の精神保健福祉医療に関する課題を整理し、仙台市全体の対応を円滑に行うことを企図して策定したものであるが、東日本大震災の実践的見地から、下記についての内容を包含するものに改訂するものである。

(参考) 平成25年度 第1回精神保健福祉審議会【資料6】

- 
- ① 短期間〔発災から数ヶ月程度〕の記述が中心であり、中長期的な内容（たとえば長期間にわたる避難と転居による影響など）を加筆する必要がある
- 
- ② 多職種チームによる支援を意識して、精神医学的視点に加え、心理社会的な視点を加えた記述にすることが必要である
- 
- ③ 災害そのものに関連する影響についての記載が主であり、災害後の生活変化に伴う影響・災害前からの問題課題が災害を契機に顕在化する事などの記載が不十分
- 
- ④ 人命損失や家屋等重要な物的基盤の損失、人間関係上の関係性の損失といった『喪失による悲嘆』についての記述が不十分
- 

2. 作業工程

平成26年3月に、本庁職員・各区保健福祉センター職員を対象に、震災直後から震災3年間の活動について聴き取り調査を実施し、この内容を踏まえて、平成26年5月～7月にかけて精神保健福祉総合センター職員による改訂作業を行い、現行の仙台市災害時地域精神保健福祉ガイドラインを、①一般市民向け、②内部職員向け、③外部職員向け の3分冊に改訂した。

3. これまでのスケジュール

---

平成26年8月	第2回精神保健福祉審議会作業部会で中間報告～意見徴収（各委員）
平成26年9月～10月	各委員からの意見集約～修正作業（精神保健福祉総合センター）
平成26年11月	第3回精神保健福祉審議会作業部会で最終案を報告

---